

滋賀県市町土地開発公社土地造成事業施行要綱

昭和 57 年 7 月 6 日制定

平成 16 年 9 月 2 日改正

平成 17 年 2 月 2 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県市町土地開発公社（以下「公社」という。）が公社設立団体、公社設立団体で組織する一部事務組合および公社設立団体で組織する広域連合（以下「設立団体等」という。）の申出により造成事業を施行することに関し、公社業務方法書第 17 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施行の要件)

第 2 条 前条の造成事業は、公社が設立団体等の申出により取得し、現に公社が保有している土地の上に限るものとする。

(委託契約)

第 3 条 公社業務方法書第 7 条の規定により、受理決定の通知を受けた設立団体等は、公社との間において土地造成事業委託契約書（別記様式第 1 号）により契約を締結し、設立団体等に造成事業を委託するものとする。

(造成事業の執行)

第 4 条 造成事業の委託を受けた設立団体等は、当該設立団体等の財務規則および建設工事執行規則に基づいて造成事業を執行するものとする。

2 前項により入札、請負契約等の業務が完了したときは、そのつど速やかに、その写を公社に提出しなければならない。

(請負契約等にかかる代金の支払)

第 5 条 第 3 条に定める土地造成委託契約に基づき、設立団体等が締結した請負契約等にかかる請負代金は、設立団体等を経由して公社が請負人に支払うものとする。

2 設立団体等は、請負人から請負代金請求書の提出があったときは、資金調達申込書（別記様式第 2 号）に次の書類を添えて公社に提出しなければならない。

(1) 請負代金請求書（請負人から公社宛のもの）

(2) 工事完了届書（又は、工事出来高届書）

(3) 債務保証契約

(4) 造成事業費納付方法書（別記様式第 3 号）

3 設立団体等は、第 1 項に係る請負代金を受領後、ただちに、公社へ受領書（収入役）を提出し、請負人に当該請負代金を支払うとともに、領収書（請負人）を公社に送付しなければならない。

(造成事業完了報告および引渡し)

第 6 条 造成事業が完了したとき設立団体等は適正な検査をし、遅滞なく公社に報告するとともに、造成事業を引渡書（別記様式第 4 号）により公社に引渡すものとする。

(雑 則)

第 7 条 この要綱に定めのない事業については、公社業務方法書によるものとする。

付 則

1 この要綱は、昭和 57 年 7 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

(様式第1号)

土地造成事業委託契約書

年 月 日付滋市町開庶第 号を以て受理決定した土地造成事業について、滋賀県市町土地開発公社造成事業施行要綱第3条の規定に基づき、委託者滋賀県市町土地開発公社理事長を甲とし、受託者を乙として、次の土地造成事業の委託契約を締結する。

1. 造 成 名

2. 造 成 場 所

3. 事 業 費

千円以内

4. 委 託 期 間

この契約締結の日から甲が工事目的物の引き渡しを受ける日まで。

5. 造成事業の執行

乙は、財務規則(年 規則第 号)および 建設工事執行規則 年 規則第 号)により造成事業を執行する。

この場合、乙が請負人と請負契約を締結する際、工事請負契約書等に請負代金は請負人が乙を経由して甲に請求し、甲が乙を経由して請負人に支払うことを明記すること。

6. 請負代金の支払

甲は、乙が請負人と締結した請負契約に基づく代金を支払う。

7. 損 害 の 負 担

この委託契約の履行に関し、原因が直接、間接を問わず、天災、不可抗力、その他事由により甲が損害を受けたとき、当該損害については、乙が負担するものとする。

8. 調査および報告

甲は、委託業務に調査が必要と認めたときは、いつでも乙に報告を求めることができる。

9. 完了報告および引渡し

乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告

するとともに、当該施設を甲に引き渡すものとする。

以上の契約を証として、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記入押印して、各自保持する。

年 月 日

(甲) 大津市京町四丁目3番38号
滋賀県市町土地開発公社
理事長 印

(乙) 申出団体名
申出団体長名 印

(様式第2号)

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県市町土地開発公社
理事長 様

申出団体名
申出団体長名 印

土地造成事業資金調達申込書(第 回分)

年 月 日付締結した土地造成事業委託契約書に基づき
請負人から請負代金の請求があったので、下記のとおり資金を調達して
下さるようお願いいたします。

記

1. 調 達 額

事業費	調達済額 (支払済額)	申出調達額	差引残高 (- -)

2. 資金調達日 年 月 日

3. 収入役口座 銀行 支店
収入役 普通預金
当座預金

4. 添付書類 請負代金請求書(請負人から公社宛のもの)
工事完了届書(又は、工事出来高届)
債務保証契約書

(参考)事業資金調達計画

区 分	調達日(支払予定日)	調 達 金 額	調 達 理 由

(様式第3号)

滋賀県市町土地開発公社
造成事業費納付方法書

造成事業費 円也

造成事業名
費用種別 (前 渡、出来高、完 了)

上記費用を下記の条件で納付いたします。

1. 利 率 公共用地取得(造成)事業費用の取扱いに関する要領第10の規定による。
2. 費用の納付 公社業務方法書第16条の規定に基づき、別紙譲渡価格支払方法に定める方法により納付する。

年 月 日

滋賀県市町土地開発公社
理事長 様

申出団体名

申出団体長名

印

(様式第4号)

造成事業引渡書

1. 造成名
2. 造成場所

年 月 日付締結した土地造成事業委託契約書により上記造成事業は、別添請負工事検査調書のとおり 年 月 日完了しましたので引渡します。

年 月 日

滋賀県市町土地開発公社
理事長

様

申出団体名

申出団体長名

印